

知的財産ポリシー

本ポリシーは、大学共同利用機関法人人間文化研究機構における、研究成果としての知的財産の取扱いに関する基本的考え方と取扱いの指針を示したものである。

1. 基本的考え方

大学共同利用機関法人人間文化研究機構(以下、「機構」という。)は、人文社会科学のみならず自然科学に及ぶ諸分野の課題に対する、基礎的ならびに先端的研究を行う複数の大学共同利用機関(以下、「機関」という。)から構成される。その使命と責務とは、個別の分野における研究成果のみならず、複数分野の学際的・融合的な研究により、相乗的研究成果を生み出すことであり、また、大学共同利用機関法人であるという機構の基本的性質に鑑みれば、大学をはじめとする高等学術機関との連携を主体的・組織的に進めるための拠点としての役割を担うことも重要な使命と考えられる。さらに、総合研究大学院大学と連携し、大学院生等の教育・指導を効果的・効率的に進め、将来における学問的発展に寄与する人材を生み出すことも極めて重要な責務である。

こうした研究成果の創出、研究活動の組織化、次代の研究者の育成に加えて、新たな視点からの社会貢献が大学ならびに大学共同利用機関の使命として必要とされている。それは、公的な資金を用いて得た研究成果を様々な手段を通じて社会に還元することであり、その使命は法人化後も、機構の使命として基本的に継続されるべきものである。また、機構はその社会的必要性に応えるべく、組織的に対応することを考慮していく必要がある。したがって、機構に携わる職員は、それぞれの属する大学共同利用機関の持つ特性を効果的に発揮しつつ、その研究成果を、国内外や地域社会の文化ならびに産業の発展に貢献するよう努めなければならない。

研究成果を社会に還元するための手段として、もっとも一般的なのは、学術論文や著作物を通して、最新の研究成果を公表していくことである。一方で、それらの研究成果が社会の中で蓄積・活用され、社会的資本を新たに生み出し、社会における知的資産を豊かにするためには、それらの研究成果がそれらを生み出した当事者のもとにおいて、適正に保護された知的財産としての扱いを受けておく必要がある。すなわち、機構ならびに研究者は、自らの研究成果に伴って生じる様々な権利を、社会のために確保し、有効な形で活用していかなければならない。この考え方のもと、機構の構成員たる職員等は、研究成果としての知的財産が本機構を通じて社会の中で循環し、社会的な資産を社会に蓄積させるための知的創造サイクルの中で活用されていくことに協力する必要がある。また、機構は、承継した知的財産の管理・保護及び活用とを組織的な仕組みの中で一元的に行い、研究者がその研究成果をより効果的に社会に還元していくための環境を提供する必要がある。その際、大学共同

利用機関として共同利用・共同研究が円滑に行われ、国内外の高等学術機関の研究成果が学術研究の発展のために有効に利用されるように配慮することは言うまでもない。

本ポリシーが対象とする者は機構に属する職員とする。また、機構と契約関係にある研究者、契約に基づいて機構の研究教育職員に指導を受けている学生等(以下、「契約に基づく研究者等」という。)は、個々の契約に定める取扱いによるものとする。

2. 研究成果に関する権利の帰属承継及び取扱い

2.1 対象とする知的財産

本ポリシーが対象とする知的財産は、研究成果から生まれる知的財産である著作権、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)、半導体集積回路配置権、育成者権およびそれらの方法等の機密情報であるが、本機構の特性からして著作権の扱いについては特段の配慮を行う。また、研究成果等としての有体物の取り扱いは本ポリシーで扱うこととするが、著作権法及び不正競争防止法等の規定を尊重しながら配慮する。

2.2 産業財産権等の権利の帰属

産業財産権の権利の帰属については、次のような取扱いを行い、手続の詳細は別途定める。なお、育成者権の取扱いについても、産業財産権の基本方針に準ずることとする。

(1) 権利の帰属に関する取扱い

機構に属する職員が、研究又は業務活動の結果、発明、考案又は創作(以下、「発明等」という。)したときは、その発明等を記載したものを発明者、考案者又は創作者(以下、「発明者等」という。)が属する機関の知的財産委員会(以下、「研究機関知的財産委員会」という。)に届け出なければならない。研究機関知的財産委員会は、職務発明等に該当することを確認後、該当する場合には、発明等を評価し、機構が出願手続を行う対象とすべきかどうかを判断するものとする。機構が出願の対象とした場合は、発明者等は当該発明等を機構に譲渡する旨の届出を行わなければならない。機構が出願しないと判断した発明等は発明者等に出願するか否かの判断が委ねられるが、発明者等は、職務発明等とされたものについては、その後の経過報告を機構に通知するものとする。

契約に基づく研究者等が、機構内で発明等をした場合は、発明等の扱い、権利の帰属等は機構との契約によって定められた条件に従う。機構の職員との共同発明等の場合には、その持分について機構の職員の発明等に準じた取扱いとする。

(2) 権利の活用とインセンティブ

機構は、特許等を受ける権利を機構が承継し出願を行なった場合、発明者等に対し、出願補償金を1件につき 6,000 円支払うものとする。また、機構に帰属した発明等が利用されたことにより収益を得た場合は、当該収益をおおむね発明者等に60%、研究機関及び機構に合わせて40%を配分す

ることとする。ただし、必要に応じてその配分比に変更を加えることを妨げない。

2.3 企業等との共同研究成果の帰属と扱い

機構が企業や他の法人等との共同研究(以下「企業等との共同研究」という。)を行う場合には、企業等との間で共同研究契約を締結し、双方の秘密情報を管理するとともに、その成果の取扱いについて定めることとする。企業等との共同研究成果としての発明等の権利化は、機構発明者等の発明等への貢献度に応じて持分比率を定める。この持分に応じて、研究機関知的財産委員会が単独発明に準じて権利の帰属及び出願に関する判断を行う。

企業等との共同研究成果としての発明等を最大限活用するために、機構との共同出願の他にも、持分の譲渡などを含む柔軟な対応ができるようにする。

2.4 産業財産権等以外の知的財産権

(1) 著作権の取扱い

機構は、法人著作物を除き、機構に属する職員の研究成果(学術論文発表、学会発表、講演、著作、データベース等)によって生ずる著作権については、別段の定めのないかぎり、機構は承継しないものとする。ただし、機構は著作権者の同意を得てそれらの著作権を承継し、著作物を組織的活用 に供することを可能とする。その際に、機構は著作物の特性、社会還元 に効果的な活用 に鑑み、原著作権者等と協調して適切な対応をとることとする。

また、各機関が保有する館藏品や蔵書等に付帯する著作権については慎重に対処し、それらを複製したりデータベース化するなど媒体変換を行う際には、著作権等を侵害することのないよう配慮するが、このことによって館藏品や蔵書の公開が制約されてはならない。

(2) 半導体集積回路配置権の取扱い

半導体集積回路配置権については著作権の取扱いに準じ、その詳細は別途定めることとする。

(3) 機密情報の取扱い

機密情報の管理は企業等との共同研究等において極めて重要であることに鑑み、その管理・運用方法を定めるだけでなく、職員等への啓発活動等を通じて、知的財産に係る機密情報取扱いの重要性に対する認識向上に努め、実効ある管理・運用を行うものとする。

2.5 機構の知的財産管理・活用

機構は、機構に帰属された知的財産の活用にあたっては、機構としての技術移転活動や新規ビジネス創設活動を通じ、共同出願人や地域その他の外部 TLO 等と連携して、広く社会に活用されるよう努力する。また、機構に帰属する発明等を含む知的財産が学術的に利用される場合は、それにより

一層の学術技術発展を促すことを勘案して無償許諾も可能な運用とする。

機構における知的財産の蓄積・管理・活用等に必要な費用は、技術移転収入等によって運用できるようにすることが将来の目標であるが、当面の間は、国費等による支援を得ることに鑑みて、機構帰属とする発明や特許権等については適切な評価に努めることとする。また、交渉・係争等に係る経費についても知的財産の活用を促進する観点から、対処できる仕組みを備えていくこととする。

3. 知的財産等の管理・運用に関する実施体制

本機構全体が知的財産等の管理・運用に効率的かつ迅速に対応するため、次のような事由を考慮して、柔軟な運用可能な実施体制をとることとする。

①機構は、異なる特性を有する複数の大学共同利用機関からなるという特徴を持つため、各研究機関はそれぞれの研究分野の特性を生かしつつ、知的財産を独自に評価・判断する機能を持つことが実効ある活用を行う上で極めて有効である。

②各研究機関は、機構としての統一のとれた考え方に従っている必要があり、機構全体の知的財産の管理・活用に関する取扱い等を規定すること及び各研究機関では個別に対応しにくい係争等の支援、知的財産の取扱いに関する相談、戦略的対応等の機能を機構に設けることで、機構全体として調和のとれた機能分担が可能になる。

③法人化移行後の当分の間は、手続き等の実務分担を実態に合わせていくことが重要である。

4. 知的財産の取扱いに関する異議申し立て

機構に属する職員は、自己の発明等や権利化された知的財産の本知的財産ポリシーに基づく自己の発明の取扱いについて不服があるときは、機構長に異議申し立てを行うことができる。